

## こおりやま広域観光協議会

### こおりやま広域圏観光PR事業運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年5月8日制定

〔こおりやま広域観光協議会事務局（郡山市観光政策課）〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、こおりやま広域観光協議会こおりやま広域圏観光PR事業運営業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領の作成に関すること。
- (2) 指名業者の選定に関すること。又は、選定基準の作成に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、事務局長（観光政策課長）、観光政策課長補佐兼観光交流係長、観光政策課観光交流係員3名とする。
- 3 委員の任期は、こおりやま広域観光協議会が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

（委員長の職務等）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長（観光政策課長）とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

（選定基準）

第6条 選定基準は、こおりやま広域圏観光PR事業運営業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、こおりやま広域観光協議会事務局（郡山市観光政策課）において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。